

平成 29 年度 先導的官民連携支援事業

道の駅を核とした観光まちづくり交流拠点

官民連携事業調査業務仕様書

平成 29 年 6 月

長野県白馬村

1. 業務の目的

白馬村は、3,000m級の北アルプスに抱かれ、登山やスキーのフィールドとして圧倒的な資源を有していることに加え、山岳景観と麓の田園風景・農村文化が相まって、国内外から多くの来訪客が訪れる国際観光地である。また、通年で居住する外国人も増加傾向にあり、9,000人の村でありながら多様な住民が暮らす独特の環境にある。

長野オリンピック開催後、国内観光客は減少しているものの、オーストラリアを中心とした海外からの観光客は増加の一途を辿っており、将来的な地域経営を考えると、基幹産業である観光の活性化による外貨獲得と、農業を中心とした地域内経済循環及び雇用の創出が求められている。

「道の駅」は、多くの観光客が訪れる施設であり、観光及び地方創生の拠点としての機能が期待されている。現在の「道の駅白馬」は、主要建物が平成6年に建築され、平成8年に道の駅として認定されたが、20年以上が経過し、交通が分散化されたうえ、駐車場の収容能力の低さや施設の老朽化・手狭感もあり、拡張性に乏しい状況にある。

そこで、国内外の観光客が利用しやすく、住民を含めた多様な人々の交流や地域内経済循環を創出する「観光まちづくり」の拠点となる新たな道の駅の整備にあたり、従来の公共施設整備運営手法に加え、官民連携による整備運営手法について、調査及び検討を行うことを目的とする。

2. 業務の内容

(1) 現況及び先行事例に関する調査

ア. 現況及び先行事例に関する調査

近隣の道の駅及び交流拠点の整備・運営状況や官民連携に関する先行事例を調査して整理する。

(2) 施設整備構想の作成

ア. 機能に関する検討

観光情報発信、多言語対応ビジターセンター、多文化交流、地産地消、防災、交通など、将来を見据えた「観光まちづくり交流拠点」に相応しい機能を整理し、住民の福祉や周辺の既存施設等も考慮したうえで必要な機能を検討する。

イ. 村内事業者等の参入意向調査

地域経済循環及び外貨獲得に資する複合的で多機能な施設とするため、村内事業者等の参入意向を調査する。

ウ. 規模・配置等に関する調査

施設の配置・規模等を検討し、想定される集客及び経済効果等を算出したうえで、整備の方向性（コンセプト）、施設計画案、施設整備構想案及び整備イメージ図を作成する。

(3) 連携手法に関する調査

ア. 官民連携手法の整理

本業務の検討対象となる官民連携の手法を整理する。

イ. 民間活力の導入範囲の整理

本事業における施設整備、維持管理及び運営等について、民間活力を導入する範囲を整理する。

ウ. 事業スキームの構築

上記ア及びイで整理した事業手法について、本事業で実施する場合の事業方式（PFI方式、DBO方式等）、事業形態（独立採算、サービス購入等）、事業期間、法制度上の課題及び補助金の有無等の条件を整理し、事業スキームを構築する。また、事業スキームの構築にあたり、官民のリスク分担のあり方を検討する。

エ. 市場調査の実施

上記ア～ウの検討結果を踏まえ、事業概要書を作成し、民間事業者の本事業に対する意見・要望及び参加意向を把握するため市場調査を実施する。また、市場調査の結果を整理・分析し、本事業を通じて実施が期待される民間収益事業を整理し、必要に応じて事業スキームに反映する。

オ. VFMの算定

本事業の実施にあたり、必要となる概算事業費（設計費、建築費、維持管理費、運営費、調査費等）を想定するとともに、金融機関からの借入比率、金利、割引率等の算定条件を整理する。これらを基に、PSC（従来方式による総事業費）と本調査で構築した事業スキームによるライフサイクルコスト（総事業費）を比較し、VFMを算定する。なお、検証にあたっては、交付金等の適用についても考慮する。

カ. 総合評価

上記ア～オの検討結果を踏まえ、本事業への民間活力の導入について定量的かつ定性的な総合評価を行い、最適な事業スキームを確定する。なお、評価にあたっては前条のVFMに加えて質的向上及び賑わい創出の可能性等も含めるものとする。また、当該事業スキームを実施する場合の課題や事業スケジュールについて整理する。

3. 成果品

本業務における成果物等一式は次に掲げるものとする。

- (1) 官民連携事業調査報告書 2部
- (2) 官民連携事業調査概要版 2部
- (3) 上記電子データ 1式

本業務は、国土交通省の先導的官民連携支援事業に位置付けられているため、報告書の作成にあたっては、指定されたフォーマットに基づき、分かりやすく整理すること。

本業務完了後、受託者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。

本業務において作成した成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。

4. その他

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と綿密な連携を取り、適宜業務内容の方針及び条件等について打合せを行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたっては関連する法令等を遵守しなければならない。また、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用・漏洩してはならない。本業務の終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、以下の資料を参照すること。
 - ア. 白馬村第5次総合計画
 - イ. 白馬村総合戦略
 - ウ. 白馬村観光地経営計画
 - エ. 白馬村食育推進計画
 - オ. 白馬村防災計画（現在見直し中の改訂案）
 - カ. 白馬村公共施設等総合管理計画
 - キ. 先導的官民連携支援事業応募申請書類（白馬村）
 - ク. その他、必要と認められる資料
- (4) 調査終了後、報告書の内容について国土交通省から問い合わせや根拠資料の提出要求があった場合や、会計検査の際等には適宜対応・協力すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または委託内容の変更については、発注者・受託者協議のうえで決定するものとする。また、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案すること。